

阿宮コミュニティセンター施設使用料について

出雲市コミュニティセンターの設置および管理に関する条例の改正により、平成 27 年 10 月 1 日から、コミュニティセンターの使用料を一部負担していただくことになりました。

コミュニティセンターの使用料徴収における基本的な考え方

コミュニティセンターは、地域の総合的な市民活動の拠点であることから、使用料を徴収することによって、地域住民の地域活動が制限されることがあってはなりません。

したがって、コミュニティセンターの使用料は基本的に無料です。

ただし、個人や私的グループ・事業所や事業組合などが限られた目的のために使用する場合、市外に住所がある方が使用する場合等については、使用料を徴収します。

使用料を ご負担いただく場合

- 私的利用者
- 市外利用者

使用料が免除される場合

- 地域づくりに寄与する団体
- 出雲市コミュニティセンターサークル等各種団体登録の申請を行い、かつ認められたサークル・団体

問い合わせ先：出雲市役所自治振興課コミュニティセンター係 ☎0853-21-6951
阿宮コミュニティセンター ☎0853-72-9142

阿宮コミュニティセンター部屋別使用料一覧（1 時間あたりの金額）

部屋名	基本使用料	冷暖房使用料 (部屋料金に加算)	合計
集会室	1,010円	303円	1,303円
会議室(2 階)	500円	150円	650 円
和室(2 階)	500円	150円	650円
調理実習室(2 階)	500円	150円	650円

[令和元年(2019)10月1日 料金改定]

- ◎冷暖房使用料は基本使用料の30%です。(使用していない場合は必要ありません)
- ◎使用時間が1時間に満たない端数時間は1時間となります。
(例: 使用時間 1 時間20分の場合→使用時間は 2 時間となります)
- ◎貸館にあたっては、使用希望日の属する月の前月初日から受け付けますので、使用申請書を提出してください。(例: 11 月 25 日使用の場合→10 月 1 日から受付が可能です)
- ◎自治会、地域団体などはこれまで同様無料です。(事前登録不要)